

令和4年度第1回横浜市入札等監視委員会 議事概要

【日 時】令和4年4月14日（木）午後1時30分～午後3時

【場 所】横浜市役所11階 契約部内 入札室

【出席委員】青柳 由香委員、岡本 由美子委員、千々松 愛子委員、村瀬 景子委員

【議 題】

1 委員長の選出等について

- (1) 委員長の選出
- (2) 委員長職務代理者の選出

2 審議事項

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 一般競争入札（WTO）に係る抽出案件 | 1件 |
| (2) 一般競争入札（総合評価落札方式）に係る抽出案件 | 2件 |
| (3) 一般競争入札（条件付）に係る抽出案件 | 3件 |
| (4) 随意契約に係る抽出案件 | 2件 |

3 報告事項

- (1) 指名停止等措置の状況について
- (2) 談合情報対応状況について
- (3) 入札及び契約手続の運用状況について

【議事内容】

議題1 委員長の選出等について

委員の互選により、青柳委員を委員長に選出。また、委員長職務代理者として、千々松委員を指名。

審議事項に関する利害関係の確認

審議事項に関する利害関係の有無を確認した結果、利害関係がある旨の申出はなかった。

議題2 - (1) 一般競争入札 (WTO) に係る抽出案件1件についての審議

抽出案件：「西部処理区中和田雨水幹線下水道整備工事」

委員：抽出理由の説明。

審議対象案件で唯一のWTO対象案件であるため抽出。

本市：抽出案件について説明。

委員：「入札のてん末で、1番目の事業者と2番目の事業者との差がわずかですが、この結果はどのように解釈できますでしょうか。」

本市：「本市制度では、応札額が調査基準価格を下回った場合は低入札調査を行います。

その一つの価格の調査では失格基準を設けており、入札者が提出した工事内訳書の「直接工事費と共通仮設費を足したもの」、又は、「現場管理費と一般管理費を足したもの」のいずれかが、本市設計金額に一定の係数を乗じて算出した金額未満であったときは、落札者としません。今回、1番目の事業者は当該失格基準に該当し、2番目の事業者は失格基準には該当しなかったため他の低入札調査を経て落札者となりました。」

委員：「失格基準を定める計算式は公表されていますか。」

本市：「失格基準の算定方法は要綱で定め、ホームページで公表しています。積算を精巧にできる事業者も多くおり、特に受注意欲のある工事については、失格基準の近傍額を狙って応札する傾向があります。」

委員：説明を了承。

議題2 - (2) 一般競争入札 (総合評価落札方式) に係る抽出案件2件についての審議

抽出案件：1 「開港記念会館改修工事 (建築工事)」
2 「東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (火葬炉築造工事)」

委員：抽出理由の説明。

1 「開港記念会館改修工事 (建築工事)」

横浜の代表的な歴史的建造物であり、文化財に係る工事実績を求めた案件であるため。

2 「東部方面斎場 (仮称) 新築工事 (火葬炉築造工事)」

審議対象案件で最も高額であり、また、通常の仕様発注方式とは異なり性能発注方式で発注した案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「この2件では技術評価する項目が異なるようですが、どのように設定しているのでしょうか。
また、どういう基準で評価をするのか公表されているのでしょうか。」

本市：「評価項目の設定や評価基準については、工事発注課が制度所管課である公共施設・事業調整課との調整や第三者である学識経験者の意見も聞きながら設定しています。これらの評価項目等は、入札公告時に公表する実施要領書に記載されています。」

委員：「この評価基準の設定については恣意性が入ってはならないところなので、委員会でもこれまで何度か議論してきたところです。今後も注視したいと思います。」

委員：説明を了承。

議題2－(3) 一般競争入札(条件付)に係る抽出案件3件についての審議

抽出案件：1 「西部処理区戸塚区戸塚町地区下水道再整備工事」

2 「北部第二水再生センター汚泥し渣分離等設備工事」

3 「港南台二丁目ほか3か所口径75mmから200mm配水管布設替工事」

委員：抽出理由の説明。

1 「西部処理区戸塚区戸塚町地区下水道再整備工事」

工種「管更生」の中で、他の案件と比べ応札者が23者と多いため。

2 「北部第二水再生センター汚泥し渣分離等設備工事」

審議対象案件で最も高額であり、また、1者のみの入札で落札率が高い案件であるため。

3 「港南台二丁目ほか3か所口径75mmから200mm配水管布設替工事」

主観点のインセンティブ発注対象工事であり、また、応札者が19者と比較的多いにもかかわらず、落札率が高い案件であるため。

本市：抽出案件について説明。

委員：「一般競争入札(条件付)とは、先ほどの総合評価落札方式と比較すると、価格のみで落札決定することでしょうか。」

本市：「そのとおりです。また所在地区分やランクを設定のできないWTO対象案件と異なり、より細かく条件の設定をすることができます。」

委員：「3件目について、14番目と15番目の応札額に差が出ていますが、こういった要因が考えられますか。」

本市：「最低制限価格を狙って応札した事業者とそれ以外の事業者の境界だったのではないかと考えられます。なお、今回最低制限価格に乗じるランダム係数の値により、前者の事業者がすべて最低制限価格を下回る結果となりました。」

委員：「最低制限価格制度のあり方については、これまでも本委員会でも議論されてきました。今後もそうした視点で審議していきたいと思います。」

委員：説明を了承。

予定時間を満了したため、「議題2－(4) 随意契約に係る抽出案件 2件」の審議及び「議題3 報告事項」の確認については次回送りとなりました。次回、第2回横浜市入札等監視委員会（令和4年7月開催予定）において、併せて審議及び報告をします。

【まとめ】

抽出した案件について審議を行った結果、適切に入札及び契約手続等が行われておりました。